

### 1 この計算書の用途等

地方税法（以下「法」といいます。）第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人（公益法人等及び人格のない社団等で医療事業を行うものを含みます。）、又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下「医療法人等」といいます。）が法人の事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を提出する場合に、「所得金額に関する計算書」（第6号様式別表5）に併せて、この計算書を添付してください。

ただし、次の場合は添付を要しません。

- (1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合
- (2) 法人税の申告において租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受けている場合  
 （この場合には「所得金額に関する計算書」（第6号様式別表5）の「備考」欄にその旨記載するとともに、「社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書」（法人税明細書別表10(6)）の写を添付してください。）
- (3) 社会保険診療等とその他診療とを区分経理している場合  
 （この場合には、区分経理による所得計算についての明細書を添付してください。）

### 2 添付する書類

この計算書の提出にあたって、次の各書類を添付してください。（(2)以下の書類は写しで構いません。）

また、社会保険診療収入及びその他の収入の明細書など、計算の過程で作成した資料があれば添付してください。

- (1) 所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
- (2) 貸借対照表、損益計算書
- (3) 法人税申告書の別表1
- (4) 法人税申告書の別表4
- (5) 法人税申告書の別表6(1)
- (6) 雑収入明細書
- (7) その他所得の計算に関連する書類（消費税確定申告書、土地等の売却益（損）計算書（非課税所得金額計算書 別表）など）

### 3 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた及び留意事項
1 「所得金額 ①」	「所得金額に関する計算書」の「再仮計 ⑱」欄の金額を記載します。（欠損金額である場合は、当該金額を朱書するか、頭部に△印をつけ記載します。） <b>なお、3ページの「4 所得金額に含めない額」がある場合には、その金額を控除した金額を記載します。</b>
2 「医療事業とその他事業とを併せて行っている場合の所得区分」	医療事業とその他事業とを併せて行っている場合にのみ記載します。 この場合、「医療事業の所得金額」に1円未満の端数があるときはこれを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）ます。
3 「社会保険等に係る収入金額 ④」	㉗欄の金額を記載します。
4 「医療事業の総収入金額 ⑤」	㉘欄の金額を記載します。

欄	記載のしかた及び留意事項
5 「その他の事業の収入金額 ⑥」	⑤欄の金額を記載します。
6 「社会保険等に係る所得金額 ⑦」	<p>①欄の金額（医療事業とその他事業とを併せて行っている場合には②欄の金額）に④欄の金額を乗じて得た金額を⑤欄の金額で除して得た金額を記載します。</p> <p>この場合、1円未満の端数があるときはこれを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）ます。</p> <p>なお、算出された社会保険等に係る所得金額は、「所得金額に関する計算書」の⑳欄に移記します。</p>
7 「社会保険等に係る収入金額」	<p>社会保険診療につき支払いを受けるべき次の金額を適用された法律ごとに記載します（労働者災害補償保険法による給付は社会保険診療分には含まれません。）。</p> <p>(1) 保険者から支払いを受けるべき金額 （査定損益については、通知のあった事業年度の収入金額に加算又は減算します。）</p> <p>(2) 被保険者から支払いを受ける一部負担金、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に相当する金額</p> <p>(3) 市町村等から、子ども医療費、後期高齢者福祉医療費、障害者医療費等についてその医療費の一部を対象者又は被保険者に代わって支払いを受けた金額</p> <p>(4) 介護保険法に規定する居宅介護サービス費、介護予防サービス費若しくは施設介護サービス費の支給を受ける被保険者に係るサービスに要する費用の額として、同法の規定によって定める金額に相当する部分について支払いを受けた金額</p> <p>※ 介護サービス事業者である法人の介護保険法に基づくサービス事業の収入には、法人事業税の所得の計算上、社会保険等に係る収入金額として除外するものとししないものがあります。サービスの種類によって、「社会保険等に係る収入金額」と「その他の収入金額」に区分してください。</p> <p>詳しくは、6ページの「参考2 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」をご覧ください。</p> <p>(5) 障害者総合支援法に規定する自立支援医療費若しくは療養介護医療費又は児童福祉法に規定する肢体不自由児通所医療費若しくは障害児入所医療費について支払いを受けた金額</p>
8 「その他の収入金額」の各欄	<p>当期分の医療保健業収入、営業外収益及び特別利益等の収入金額のうち、社会保険等に係る収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。</p> <p>(1) ⑱欄は、当期中に収入した所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第1号から第8号までの利子・配当等の金額（所得税控除前の額）を記載します。なお、法人税法第23条（受取配当の益金不算入）により、益金に算入されない金額があるときは、その金額は含めないでください。</p> <p>(2) すべての収入金額で按分するのが原則ですが、その他の収入に含まないものについては、4、5ページを参照してください。</p>
9 「その他の事業の収入金額」	<p>医療事業以外の事業を行っている場合に、その内容及び純売上高を記載します。</p> <p>なお、その他の事業が医療事業に比較して社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なもので、医療事業の附帯事業と認められる場合には、その他の事業の収入金額を「医療事業の総収入金額」の「その他の収入金額」に含めて計算して差し支えありません。</p>

#### 4 所得金額に含めない額

次の(1)に掲げる資産（償却資産を除きます。）の売却益、譲渡益又は評価益若しくは売却損、譲渡損又は評価損（以下「譲渡益等」といいます。）の額がある場合には、その譲渡益等から次の(2)に掲げる金額を控除して得た金額は、「所得金額①」欄の所得金額には含まれません。

また、(1)に掲げる資産の売却益、譲渡益又は評価益がある場合は、「その他の収入金額」に含めないでください。

##### (1) 譲渡資産

- ① 土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含みます。）
- ② 有価証券（法人税法第2条第21号に規定する有価証券）
- ③ 貴金属、書画、こつとう、美術工芸品、その他これらに準ずる資産
- ④ ゴルフ会員権、リゾートホテル会員権等

##### (2) 譲渡に係る損金の額

- ① 法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）の規定により、損金に算入した額
- ② 租税特別措置法第64条から第66条の2まで（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定により損金に算入した額
- ③ 譲渡のために支払った仲介等に係る手数料
- ④ 譲渡のために支払った測量費
- ⑤ 土地を譲渡するために借家人に支払った立退料
- ⑥ 土地を譲渡するために資産を取りこわし、除却等をしたことにより生じた費用
- ⑦ その他これらに類する費用

〈算式〉

$$\begin{aligned} \text{（「所得金額①」）} &= \text{（「所得金額に関する計算書」の「再仮計⑰」）} \\ &\quad - \text{（譲渡益等（損失の場合は加算））} + \text{（譲渡に係る損金の額）} \end{aligned}$$

#### 5 その他の留意事項

- (1) 消費税及び地方消費税の課税取引に係る経理処理について税込経理方式を適用している医療法人等（消費税の免税事業者を除きます。）にあつては、「その他の収入金額」欄及び「その他の事業の収入金額」欄に記入する金額は、消費税・地方消費税が課税された部分について消費税・地方消費税相当額（消費税・地方消費税の課税取引に係る税込収入金額の110分の10）を控除した金額を記載してください。
- (2) 各種引当金及び準備金の益金算入額は収入金額に含めません。また、当該事業年度において損金経理した貸倒金については、収入金額から減算しません。
- (3) 法人税の明細書（別表4）で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。また、法人税の更正等を受けた場合は、更正、決定により加算又は減算した収入金額についても同様に計算してください。

参考 1 非課税所得金額算定上の収入金額ごとの区分一覧表

記載されていない収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

(A) 又は (B) 欄の○印の項目を計上してください。

(C) 欄に該当するものは、計上しないでください。

(D) 欄に該当するものは、所得金額①に含めないでください。(4を参照してください。)

収入金額	社会保険等に係る 収入金額 (A)	その他の収入金額 (B)	その他の収入金額に 含めない (C)	別計算 (D)
社会保険分の医療収入	○			
家族療養費	○ (注1)			
公費負担分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
介護保険収入	○ (注2)	○ (注2)		
障害者自立支援医療費	○ (注3)			
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
保険等査定増減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
労働者災害補償保険法の 医療収入		○		
自費診療収入		○		
自動車損害賠償責任保険 等の医療収入		○		
健康診断・予防接種等・受託医療収入		○		
公害診療収入	○ (注4)	○ (公害医療機関分)		
入院料、ベッド代差額収入		○		
患者、付添人食事代収入		○		
健康診断等証明収入		○		
人間ドック等医療相談収入		○		
生産品等販売収入		○		
受託技工・検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
受取利息・配当金		○		
割引債の償還差益		○		
電話・電気・ガス・寝具等使用料収入		○		
不用品売却収入		○		
事務取扱手数料		○		
社宅・寮・駐車場収入 (光熱費含む)		○ (役員使用分)	○ (従業員使用分)	
従業員食事代		○ (役員利用分)	○	
従業員用保育施設の 保育料収入		○ (役員利用分)	○	
企業年金払戻金及び 企業年金配当金			○	
債務免除益			○	
仕入割戻			○ (注5)	

収入金額		社会保険等に係る 収入金額 (A)	その他の収入金額 (B)	その他の収入金額に 含まない (C)	別計算 (D)
現金過不足				○	
事業分量配当				○ (注6)	
看護学校授業料返戻金				○	
雑収入として計上された消費税及び 地方消費税相当額				○	
医療用品 (歯ブラシ、オムツ等) 販売収入			○		
販売手数料			○		
委助補 託成助 料金金 等・・	業務の対価として 支払われるもの		○ (注7)		
	上記以外のもの			○ (注8)	
	各種 (旅行・忘年会) 協賛金		○		
保 険 関 係	解約・満期返戻金		○ (運用益部分)	○	
	配当金		○		
	剰余分配金 (保険割戻金)			○	
	入院給付金等の 特約保険金		○		
	(生命・損害) 保険金		○ (注9)	○ (注10) (支払賠償相当額と相殺されたもの又は 圧縮損等により収益反映しないもの)	
個人年金			○ (資産計上されていた額のうち損金 算入される額を控除した額)		
看護師養成所月謝			○		
施設等利用料			○		
有価証券売却益					○
償却資産売却益			○ (取得価額を上回る金額)	○	
土地譲渡益					○
貴金属、書画等譲渡益					○
ゴルフ会員権及び リゾートホテル会員権の譲渡益					○
各種引当金及び準備金の 繰戻額				○	
租税の還付金				○	
還付加算金			○		

(注1) 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

(注2) 「参考2 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」を参照してください。

(注3) 障害者療養介護医療費、児童福祉法における肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費も同様の扱いです。

(注4) 「公害健康被害の補償等に関する法律」の認定を受けない者に対して条例により独自の認定基準を設けて助成を行っている市がある場合に、法人が支払いを受ける額を計上します。

(注5) 製薬会社からのレポートは「その他の収入金額」に含めます。

(注6) 例えば、医師信用組合から受け取るもの。出資配当、預貯金について分配されたものは「その他の収入金額」に含めます。

(注7) 例えば、救急助成金、休日診療補助金、夜間診療所報奨金等が該当します。

(注8) 例えば、国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関から収入した、施設・設備整備費補助金、雇用開発助成金、看護職員研修事業費補助金等が該当します。

(注9) 損害保険金及び物的な損害の賠償金で、焼失等した資産の取得価額を上回る金額、補修費用等実費相当額を超える金額、又は休業補償・所得補償等の保険金は「その他の収入金額」に含めます。

(注10) 「支払賠償相当額と相殺されたもの」とは、例えば、賠償保険金のうち事故当事者又はその親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。

参考2 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

サービスの種類		計上区分		
		社会保険等に 係る収入金額	その他の 収入金額	
指定居宅サービス・指定介護予防サービス	訪問サービス	訪問介護・介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	○	
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	○	
		訪問看護 介護予防訪問看護	○	
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○	
		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
	通所サービス	通所介護・介護予防通所介護 (デイサービス)		○
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	○ (注)	○ (注)
	短期入所サービス (ショートステイ)	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設・介護療養型医療施設等)	○ (注)	○ (注)
	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)			○
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与			○
指定居宅介護支援・介護予防支援 (ケアマネジメント) ※ケアプランの作成費を含む。			○	
施設サービス	指定介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)		○	
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	○ (注)	○ (注)	
	介護医療院サービス	○ (注)	○ (注)	
	指定介護療養施設サービス (介護療養型医療施設)	○ (注)	○ (注)	
地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)、 複合型サービス、地域密着型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等			○	

(注) 利用者が全額負担する居住費・食費 (食材料費と調理費)、滞在費は「その他の収入金額」です。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護 (介護予防) サービス費」も「その他の収入金額」です。

なお、この記載の手引は概略の説明となっておりますので、詳しいことにつきましては、各県税事務所へお問い合わせください。